

第一種電気工事士免状の交付申請について

1. 申請場所

- 石川県電気工事工業組合 金沢本部
金沢市新保本4-65-22 (〒921-8062)
T E L (076) 269-7880 F A X (076) 269-7881
- 石川県電気工事工業組合 能登本部
七尾市寿町112-3 (〒926-0861)
T E L (0767) 53-0222 F A X (0767) 53-8084
- 石川県電気工事工業組合 加南本部
小松市向本折町ネ88 (〒923-0961)
T E L (0761) 22-6244 F A X (0761) 24-6316

2. 申請要件

石川県内に住民登録をしていて、下記(1), (2)のいずれかを満たす方

- (1) 高圧電気工事技術者試験合格後、電気工事に関し3年以上の実務経験を有する
(以下「高圧認定」という。)
- (2) 電気主任技術者であって、電気主任技術者免状の交付を受けた後又は電気事業主任技術者となった後、電気工作物の工事・維持・運用に関し5年以上の実務経験を有する
(以下「主任認定」という。)

3. 必要書類等

- (1) 電気工事士免状交付申請書
- (2) 手数料 石川県証紙 6, 000円
※石川県証紙は、証紙売りさばき人一覧にて販売しています。
- (3) 写真2枚 縦4cm×横3cm(無背景、無帽)で、6ヶ月以内に撮影したもの。裏には、氏名を記入してください。
- (4) 認定申請書
- (5) 実務経験証明書 記入内容は別紙を参照してください。
事前に電話連絡をいただければ、F A X等で内容確認もいたします。
- (6) 資格を証明する書類
高圧認定の場合は「高圧電気工事技術者試験(検定)合格証」の写し
主任認定の場合は「電気主任技術者免状(電気事業主任技術者資格証明書を含む。)」の写しを添付してください。
また、第二種電気工事士免状、旧電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証の交付を受けているかたは、その写しも添付してください。

※住民票の写しは基本的に不要ですが、必要な場合がありますので、窓口にてご確認ください。

4. その他の注意事項

上記必要書類を持参のうえ、本人又は代理の方が窓口または郵送にて申請してください。

5. 電気工事業の開業を考えている方へ

免状を取得しただけでは、電気工事の事業は出来ません。(下請けも含む)
電気工事業法に基づいて、電気工事業者の登録等が必要となります。
詳しくは、石川県危機管理監室消防保安課(TEL076-225-1481)
(<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/eshinsei/te-bousai.html>)

電気工事士免状交付申請書

年 月 日

石川 県 知 事 殿

申請者 住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日 年 月 日生

(連絡先 TEL)

電気工事士法第4条第2項の規定により第一種電気工事士免状の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

◎電気工事士免状を受ける資格	1 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、実務経験を有する 2 第三種電気工事士試験合格 3 養成施設修了 4 認定
----------------	--

※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

手数料貼付欄
(石川県収入証紙)

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- ◎印欄には、該当する事項を○で囲み、これを証明する書類を添付すること。
- ※印欄には、記入しないこと。

様式第1 (第5条関係)

電気工事士法第4条 第3項第2号
~~第4項第3号~~ の認定申請書

年 月 日

石川県知事 殿

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日生

電気工事士法第4条 第3項第2号
~~第4項第3号~~ の規定により認定を受けたいので、次のとおり申請します。

申請に係る 電気工事士免状の種類		第一種電気工事士免状	
◎ 電 気 工 事 に 関 す る 資 格	電気工事等に関して 合格した試験、検定、 免状又は認定	試験、検定、免許、 免状又は認定の種類	
		資格取得年月日	年 月 日
		電気工事士法施行規則第2条の4第1項に 規定する電気に関する工事の経験年数	年
		電気工作物の工事、維持又は運用に関する 実務の経験年数	年
		屋内配線又は屋側配線業務の経験年数	年
	修了した講習	名 称	
		修了年月日	年 月 日
※受付欄		※経過欄	

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- ◎印欄には、該当する事項を○で囲み、これを証明する書類を添付すること。
- ※印欄には、記入しないこと。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

実務経験証明書

ふりがな			生 年 月 日	昭和・平成	年	月	日
氏 名							
現 住 所							
現在の勤務 先の名称及 び所在地	名 称						
	所在地						
実務経験の期間及び内容							
所属部署及び 役 職 名	期 間	職 務 の 内 容					
	年 月 日 ～ 年 月 日						
通 算 期 間	年 月						
<p>上記のとおり、実務経験を有することを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所 在 地 〒 -</p> <p style="text-align: center;">(電話番号 - -)</p> <p>※1 法 人 名</p> <p>※2 代 表 者 氏 名 印</p> <p>※3 電 気 工 事 業 法 昭和・平成 年 月 日 (登 録 ・ 届 出 ・ 通 知) 第 3 条 及 び 第 34 条 (経 済 産 業 大 臣 ・ 中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部 長 ・ 石 川 県 知 事) 第 号 の 登 録 等 の 状 況</p>							

※1 法人以外の場合は、事業所名を記入すること。

※2 法人以外の場合は、任命権者等の氏名を記入すること。

※3 電気工事業法律第3条に基づく登録又は同法第34条第4項に基づく届出を行っていない電気工事業者の証明は無効とする。
(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

実務経験証明書に関する注意事項

1. 「職務の内容」欄の記入について

- ① 所持している電気に関する資格名・取得年月日を記入してください。
(免状、合格証等の写しを添付してください。)
- ② 自らが工事を行った場合、その工事の対象となった電気工作物の区分を明記し、**自家用電気工作物**においては、その施設の**最大電力を記入**してください。

参考：電気工作物の区分

一般用電気工作物	低圧で受電する施設
自家用電気工作物	高圧で受電する施設
電気事業用電気工作物	電力会社の設備

※ 自家用電気工作物とは、電力会社より高圧で受電している施設の電気工作物全体を指します。したがって、低圧部分であってもその施設が高圧で受電していれば、「自家用電気工作物」となります(**高圧部分のみが自家用電気工作物になるわけではありません**)。

2. 実務経験の対象となる電気工作物（自らが工事を行った場合）

実務経験の対象となる電気工作物、その工事を行うために必要な資格等は下表の通りです。**実務経験として認められるのは、それぞれに必要な資格取得後の工事経歴となります。**

実務経験の対象となる電気工作物	工事に必要な資格等
一般用電気工作物 (低圧受電施設)	第二種電気工事士、 旧電気工事士免状
最大電力 500kW 以上 の自家用電気工作物 (H2. 9. 1 以前は、最大電力は問わない)	
自家用電気工作物の低圧部分 (簡易電気工事)	認定電気工事従事者認定証 (最大電力 500kW 未満の場合)
電気事業用電気工作物 (電力会社の設備)	

※ 弱電工事、電気工事に伴う土木工事等は実務経験の対象にはなりません。

3. 電気主任技術者免状所有者の実務経験について

電気主任技術者免状の交付を受けた方については、自ら行った上記2. の工事の他に、電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安の監督も実務経験として認められます。

4. 実務経験の証明者について

申請者	証明者
・現在電気工事業者に雇用されている、 又は過去に雇用されていた場合	・代表者（雇用主）
・申請者が個人事業主の代表者である場合	・他の電気工事業者（2以上）
・過去に所属していた会社等が倒産などにより、 証明を受けられない場合	
・1事業所で実務経験が満たない場合 (2事業所以上で通算5年又は3年の実務となる場合)	・それぞれの電気工事業者

※記入例（高圧認定用） このまま転記することがないように留意してください。

実務経験証明書

ふりがな	いしかわ たろう		生 年 月 日	昭和・平成 54年 3月21日
氏名	石川 太郎			
現住所	石川県金沢市〇〇町 1-2-3			
現在の勤務先の名称及び所在地	名称	株式会社 石川県電気工事		
	所在地	石川県金沢市〇〇町 4-5-6		

実務経験の期間及び内容

所属部署及び役職名	期 間	職 務 の 内 容
(株)石川県電気工事 工事課作業員	平成12年5月1日 ～ 平成16年12月1日	<p>(昭和63年2月1日高圧電気工事技術者試験合格)</p> <p>※ 一般用電気工作物に係る工事を記載する場合 (昭和59年10月1日電気工事士免状取得)</p> <p>左記期間中に、住宅等の一般用電気工作物の新設及び改修工事70件に作業員として従事した。</p> <p>工事の内容については、配線工事、分電盤・照明器具等の取付け工事等。</p> <p>※ 自家用電気工作物に係る工事を記載する場合</p> <p>電気主任技術者の監督のもと、左記期間中に自家用電気工作物(最大電力500kW以上)の新設及び改修工事15件に作業員として従事した。</p> <p>主な工事物件及びその最大電力、従事期間は次のとおりです。</p> <p>① 〇〇ビル 650kW (平成12年5月～13年1月)</p> <p>② 〇〇工場 1000kW (平成13年12月～15年5月)</p> <p>工事の内容については、配線工事、分電盤・照明器具等の取付け、受変電設備の設置・改修工事等。</p>
	通算期間	4年 7月

最大電力500kW未満の自家用電気工作物は、第1種電気工事士免状取得後でなければ、工事できません。
(平成2年9月1日以降)

証明者は、代表者（法人の場合は代表取締役）となります。
支社長、工場長等が証明する場合は、別途、委任状の提出が必要です。
委任状を提出される場合はお問い合わせください。

上記のとおり、実務経験を有することを証明します。

〇〇年〇〇月〇〇日

所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇
石川県金沢市〇〇町 4-5-6
(電話番号 076- 123 - 4567)

※1 法人名 株式会社 石川県電気工事
 ※2 代表者氏名 代表取締役 電気 工事①

※3 電気工事業法 昭和・平成 11年 12月 3日 (登録・届出・通知)
 第3条及び第34条 (経済産業大臣・中部近畿産業保安監督部長・石川県知事) 第 〇〇〇〇号
 の登録等の状況

- ※1 法人以外の場合は、事業所名を記入すること。
- ※2 法人以外の場合は、任命権者等の氏名を記入すること。
- ※3 電気工事業法律第3条に基づく登録又は同法第34条第4項に基づ
(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

一般用電気工作物の工事について実務経験証明する場合は、電気工事業の登録(届出)番号を必ず記入する(注: **建設業の許可番号ではありません**)。

※記入例（主任認定用） このまま転記することがないように留意してください。

実務経験証明書

ふりがな	いしかわ たろう		生 年 月 日	昭和・平成 54年 3月21日
氏 名	石川 太郎			
現 住 所	石川県金沢市〇〇町 1-2-3			
現在の勤務先の名称及び所在地	名 称	株式会社 石川県電気工事		
	所在地	石川県金沢市〇〇町 4-5-6		
実務経験の期間及び内容				
所属部署及び役職名	期 間	職 務 の 内 容		
株式会社 石川県電気工事 工事課作業員	平成6年7月1日 ～ 平成9年3月31日	（平成5年10月1日第三種電気主任技術者免状取得） 左記期間中に、雇用者である株式会社石川県電気工事と株式会社金沢市工業との間で結ばれた管理契約に基づき、同社金沢支店ビル（最大電力650kW）の管理主任として配属され、電気主任技術者の指導のもとに同ビルの維持・運用に従事した。		
	平成9年4月1日 ～ 平成12年4月1日	左記期間中に、雇用者である株式会社石川県電気工事と株式会社白山市商事との間で結ばれた管理契約に基づき、同社松任センタービル（最大電力550kW）の電気主任技術者に選任され、同ビルの維持・運用に関する保安監督にあたった。 主な内容は、次のとおりである。 ・定期的な電気佐工作物の巡視・点検・検査及び記録書類の整備 ・測定器具類及び電気図面の管理 ・電気工作物の不具合箇所の修理 ・電気工作物の運転管理		
通 算 期 間	6 年 8 月			
上記のとおり、実務経験を有することを証明します。 〇〇年〇〇月〇〇日 所 在 地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 石川県金沢市〇〇町 4-5-6 (電話番号 076-123-4567)				
※1 法 人 名	株式会社 石川県電気工事			
※2 代 表 者 氏 名	代表取締役 電気 工事®			
※3 電 気 工 事 業 法	昭和・平成 11年 12月 3日（登録・届出・通知） 第3条及び第34条（経済産業大臣・中部近畿産業保安監督部長・石川県知事）第 〇〇〇〇号 の登録等の状況			

証明者は、代表者（法人の場合は代表取締役）となります。

支社長、工場長等が証明する場合は、別途、委任状の提出が必要です。

委任状を提出される場合はお問い合わせください。

※1 法人以外の場合は、事業所名を記入すること。

※2 法人以外の場合は、任命権者等の氏名を記入すること。

※3 電気工事業法律第3条に基づく登録又は同法第34条第4項に基づく届出を行っていない電気工事業者の証明は無効とする。

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。